

給与規程

社会福祉法人 滉洋会

第1章 総則

第1条 この規程は、就業規則第31条に基づき全職員の給与について必要な事項を定める。

(均等待遇)

第2条 職員の戸籍、信条、性別、又は社会的身分を理由として差別的取扱いはしない。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 特殊業務手当
- (3) 管理職手当
- (4) 資格手当
- (5) 役職手当
- (6) 夜勤手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 年末年始手当
- (10) 処遇改善手当

第2章 給与の計算及び支給

(給与の計算期間及び支払日)

第4条 給与の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌日13日に支払う。ただし、支給日が祭日又は取引銀行の休業日にあたる場合はその前日とする。

(給与の支払方法と控除)

第5条 給与は、職員に対し、その内容を明示し、指定する金融機関に口座振込みにより支給する。

2次に掲げるものは給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税額
- (2) 住民税額
- (3) 健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料の本人負担額
- (4) 健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料の本人負担額
- (5) 雇用保険料の本人負担額
- (6) 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

3職員が死亡したときは、その権利を有すると認められる遺族に対し支払うものとする。

(給与の日割り等)

第6条 給与の計算期間における所定の勤務時間の全部または一部について業務に従事しなかった場合は、別に定めのあるものを除きその従事しなかった時間に対する給与は支給しない。

2従事しなかった時間の計算は当該給与締切期間末日において合計する。計算単位は30分単位とする。

3給与の日割り及び時間割の計算は次の算式による。

(1) 給与の日額

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{所定労働日数}}$$

(2) 給与の時間額

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{所定労働日数} \times 1 \text{日の労働時間}}$$

4給与の計算期間の途中で新たに採用された職員または休職、退職した職員の給与は発令の日をもって在職期間に応じた給与を支給する。

5日割り及び時間割の対象となる給与は、基本給、特殊業務手当、管理職手当、役職手当、資格手当とする。
(端数計算)

第7条 給与計算の結果生じた1円未満の端数は、労働基準法の定めのあるものの他はすべて切り捨てる。

第3章 基本給等の基準

(基本給)

第8条 職員の基本給は月給制とし、次に掲げる職種別の給料表を参考にして各人ごとに定める。

- (1) 事務・介護職給料表 (別表1)
- (2) 一般職員給料表 (別表2)
- (3) 資格手当 (別表3)
- (4) 事務長・施設長 (別表4)

2 職員はそれぞれ給料表に定める職務の級に分類する。

3 理事長報酬は、月額25万円とし、月額の変更等は、理事会の決議により決定する。

(昇給)

第9条 昇給は、在職1年以上の職員に対し、毎年1回4月に実施するものとする。ただし、業績の著しい低下や給与の財源に不足が生じた場合、その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を変更し又は保留する。

2 現に受けている号給を受けるに至ったときから、12か月良好な成績で勤務した職員は、予算の範囲内において、各号の-1、-2、3または、1号上位の号給に昇給させる。

3 勤務成績、技能、功績等が特に顕著である職員にあたっては、理事長の承認を得て、前項の規定にかかわらず、期間を短縮し、若しくは、更にその上位の号級まで昇給させることがある。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、昇給を保留する。

(1) 昇給月前1年間に於いて、欠勤による給与の不支給日の合計が30日を超えた者。

(2) 勤務成績等が不良である者。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員が60歳に達した日以降直近の3月31日を越えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給はしない。ただし、勤務成績が特に良好である場合においては、理事長の承認を得て昇給させることがある。

(昇格)

第10条 昇格は、理事長の承認により行う。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級における最低の号給の額に達しないときはその級における最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級に同じ額があるときはその額の号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級に同じ額がないときは直近上位の額の号給

(降格)

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

(1) 降格したその日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における号給のうちにあるときは、その号給

(2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における最高の号給の額に達せず、かつ、降格した級における号給のうちにはないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における最高の号給の額を超えているときは、その級における最高の号給

第4章 諸手当

(特殊業務手当)

第12条 特殊業務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とする職員に対し、基本給の9%に相当する額を支給する。

(資格手当)

第13条 資格手当は、別表3に定める資格を有し、その資格を必要とする業務に従事する場合に別表3に基づいて支給する。

(役職手当)

第14条 役職手当は、別表4に定める指導・統括的な職責のある職員に対し、別表4に基づいて支給する。

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、管理職である施設長及び事務長に支給する。ただし、超過勤務手当は支給しない。

2 管理職手当の月額、基本給の 10%とする。

(夜勤手当)

第 16 条 夜勤勤務に従事した職員には、その勤務 1 回につき、7,000 円を支給する。深夜勤は 1 回につき 4,000 円とする。

(宿直手当)

第 17 条 宿直を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 3,500 円を支給する。

(通勤手当)

第 18 条

1 通勤手当は、従業員の届出により認定し、次の区分により支給する。

① 公共交通機関等を利用する者 月額 100,000 円を限度として全額

② 自家用車等を利用する者

高崎市吉井町に在住の者 月額 4,100 円

高崎市吉井町に隣接する市町に在住する者 月額 6,200 円

高崎市吉井町に隣接する市町に在住する者で

その距離が 20km を超える者 月額 11,000 円

2 前項第 1 号及び第 2 号を併用する場合も同様に支給する。

3 通勤手当は、傷病等により休業日数が 15 日間を超え 30 日までの時は、日割計算により支給する。ただし、休業日数が 30 日間を超える場合は支給しない。

(超過勤務手当)

第 19 条 超過勤務手当は、以下の場合において、それぞれの算式により計算して支給する。

(ア) 所定労働時間を超えて労働させた場合 (時間外勤務手当)

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(イ) 所定の休日に労働させた場合 (休日勤務手当)

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(ウ) 午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合 (深夜勤務手当)

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

2 対象給与は、基本給、特殊業務手当、役職手当、資格手当を加えたものをいう。

3 深夜勤務手当は、夜勤手当及び宿直手当が支給される場合には、支給しない。

4 超過勤務の条件が重なる場合は、それぞれの手当を合算して支給する。

(年末年始手当)

第 20 条 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までに勤務した職員には、その勤務 1 回に対して年末年始手当を支給する。

(処遇改善手当)

第 21 条 国から支給される処遇改善金全額を、職員に対して、その趣旨に従って処遇改善手当として分配支給する。

なお、国が支給する処遇改善金制度が廃止となった場合、処遇改善手当は支給しない。また、法人の業績により支給額が変動することがある。支給額は、資格、役職、勤続年数、評価表による能力評価結果等を考慮して理事長が決定し月々の給与、賞与等に追加して支給する。

(賞与)

第22条 賞与は、原則として毎年5月末日及び11月末日に在籍する職員に対し、法人の業績等を勘案して7月及び12月に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

3 日給制、時間給制及び嘱託職員については、前2項に準じ、その都度決定する。

4 賞与は、職員が次のいずれかに該当するときは、減額する。

① 賞与計算期間中に無断欠勤、遅刻及び早退が相当数あったとき

② 法人に対する貢献度の評価が低いとき

5 賞与は、勤務成績又は職務能力が極めて低い場合には、これを支給しない。

6 賞与は、賞与計算期間中の出勤率が所定労働日の8割に満たない場合には、これを支給しない。ただし、業務上の傷病による欠勤その他やむを得ない事由がある場合は別に定める。

7 賞与は、賞与計算期間中の勤務期間2か月未満の場合にはこれを支給しない。

8 賞与は、支給日当日に在籍していない者には、これを支給しない。

第6章

(退職金)

第23条 従業員が退職し、又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。

(退職金の支給基準)

第24条 退職金の支給は、退職の時点で、勤続年数が3年以上の職員を対象とする。

(退職金の額)

第25条

退職金の額は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部の定める基準等を参考に法人が決定する。

(退職金額の決定)

第26条 退職金の額は、理事長の承認によって決定するものとする。

(退職金の支給)

第27条 退職金は、従業員の死亡のときはその遺族に支給するものとする。

(その他)

第28条 従業員が第36条第2項により懲戒解雇された場合には、退職金は支給されない。既に受け取った場合は返還するものとする。

第7章

(最低賃金)

第29条 当法人におけるもっとも低い賃金額は、時給又は時間換算額で1,063円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けたものを除く。

2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

別表1 (第8条)

(一般職員用)

給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1－1			205,700	226,600	247,400	256,500	265,500
1－2			209,900	229,400	250,400	259,500	269,000
1－3			214,100	232,200	253,400	262,500	272,500
2－1	139,300	171,000	218,400	235,000	256,500	265,500	276,000
2－2	140,800	173,200	221,100	238,300	259,500	269,000	279,300
2－3	142,300	175,400	223,800	241,600	262,500	272,500	282,600
3－1	143,800	177,700	226,600	245,000	265,500	276,000	286,000
3－2	145,500	180,300	229,400	248,700	268,500	279,300	289,800
3－3	147,200	182,900	232,200	252,400	271,500	282,600	293,600
4－1	148,900	185,600	235,000	256,200	274,600	286,000	297,400
4－2	150,800	187,600	237,900	259,200	277,600	289,800	300,700
4－3	152,700	189,600	240,800	262,200	280,600	293,600	304,000
5－1	154,700	191,700	243,900	265,400	283,700	297,400	307,400
5－2	156,700	194,000	246,800	268,400	287,400	300,700	310,800
5－3	158,700	196,300	249,700	271,400	291,100	304,000	314,200
6－1	160,700	198,700	252,800	274,600	294,900	307,400	317,600
6－2	164,100	201,000	255,600	277,600	298,100	310,800	322,500
6－3	167,500	203,300	258,400	280,600	301,300	314,200	327,400
7－1	171,000	205,700	261,400	283,700	304,600	317,600	332,500
7－2	173,200	208,200	264,300	286,700	307,800	321,100	336,500
7－3	175,400	210,700	267,200	289,700	311,000	324,600	340,500
8－1	177,700	213,300	270,300	292,800	314,400	328,100	344,600
8－2	180,000	215,900	273,300	295,900	317,700	331,600	348,600
8－3	182,300	218,500	276,300	299,000	321,000	335,100	352,600
9－1	184,800	221,200	279,500	302,100	324,400	338,600	356,700
9－2	186,700	223,800	282,500	305,200	327,800	342,000	360,600
9－3	188,600	226,400	285,500	308,300	331,200	345,400	364,500
10－1	190,600	229,000	288,500	311,500	334,800	349,000	368,600
10－2	192,300	231,600	291,500	314,600	338,300	352,300	372,500
10－3	194,000	234,200	294,500	317,700	341,800	355,600	376,400
11－1	195,700	236,900	297,500	321,000	345,300	359,100	380,400
11－2	197,400	239,100	300,600	324,100	348,600	362,300	384,300
11－3	199,100	241,300	303,700	327,200	351,900	365,500	388,200
12－1	200,800	243,700	306,800	330,500	355,400	368,900	392,300
12－2	202,500	245,900	309,600	333,600	358,700	372,100	396,200
12－3	204,200	248,100	312,400	336,700	362,000	375,300	400,100
13－1	205,900	250,500	315,200	340,000	365,400	378,700	404,200
13－2	207,400	252,700	318,000	343,200	368,600	381,900	408,200
13－3	208,900	254,900	320,800	346,400	371,800	385,100	412,200

1 4 – 1	210, 600	257, 200	323, 700	349, 600	375, 200	388, 400	416, 200
1 4 – 2	212, 100	259, 400	326, 400	352, 700	378, 400	391, 600	420, 100
1 4 – 3	213, 600	261, 600	329, 100	355, 800	381, 600	394, 800	424, 000

1 5 – 1	215, 100	263, 800	332, 000	359, 100	384, 900	398, 100	428, 100
1 5 – 2	216, 500	266, 000	334, 600	362, 200	387, 900	401, 300	431, 900
1 5 – 3	217, 900	268, 200	337, 200	365, 300	390, 900	404, 500	435, 700
1 6 – 1	219, 500	270, 400	340, 000	368, 400	393, 900	407, 800	439, 600
1 6 – 2	220, 900	272, 500	346, 000	371, 400	396, 800	411, 000	443, 200
1 6 – 3	222, 300	274, 600	352, 000	374, 400	399, 700	414, 200	446, 800
1 7 – 1	223, 900	276, 700	348, 000	377, 500	402, 700	417, 400	450, 500
1 7 – 2	225, 300	278, 800	350, 700	380, 200	405, 500	420, 400	454, 000
1 7 – 3	226, 700	280, 900	353, 400	382, 900	408, 300	423, 400	457, 500
1 8 – 1	228, 200	283, 000	356, 100	385, 600	411, 200	426, 600	461, 100
1 8 – 2	229, 300	285, 100	358, 700	387, 700	411, 000	428, 900	464, 000
1 8 – 3	230, 400	287, 200	361, 300	389, 800	416, 800	431, 200	466, 900
1 9 – 1	231, 600	289, 300	363, 900	392, 000	419, 800	433, 600	469, 800
1 9 – 2	232, 600	291, 300	366, 500	394, 000	422, 000	435, 800	472, 200
1 9 – 3	233, 600	293, 300	369, 100	396, 000	424, 200	438, 000	474, 600
2 0 – 1	234, 700	295, 400	371, 800	398, 200	426, 600	440, 300	477, 200
2 0 – 2	235, 700	297, 400	374, 400	399, 600	428, 400	441, 700	479, 600
2 0 – 3	236, 700	299, 400	377, 000	401, 000	430, 200	443, 100	482, 000
2 1 – 1	237, 800	301, 600	379, 600	402, 400	432, 200	444, 700	484, 500
2 1 – 2	238, 800	303, 600	382, 200	403, 700	433, 900	446, 200	486, 200
2 1 – 3	239, 800	305, 600	384, 800	405, 000	435, 600	447, 700	487, 900
2 2 – 1	240, 900	307, 800	387, 500	406, 500	437, 500	449, 200	489, 600
2 2 – 2	241, 800	309, 600	389, 500	407, 800	439, 000	450, 600	491, 300
2 2 – 3	242, 700	311, 400	391, 500	409, 100	440, 500	452, 000	493, 000
2 3 – 1	243, 800	313, 200	393, 500	410, 500	442, 100	453, 500	494, 800
2 3 – 2	244, 500	315, 000	395, 100	411, 800	443, 600	454, 800	496, 400
2 3 – 3	245, 200	316, 800	396, 700	413, 100	445, 100	456, 100	498, 000
2 4 – 1	246, 100	318, 600	398, 300	414, 500	446, 700	457, 400	499, 700
2 4 – 2	246, 800	319, 700	399, 700	415, 800	448, 200	458, 600	501, 100
2 4 – 3	247, 500	320, 800	401, 100	417, 100	449, 700	459, 800	502, 500
2 5 – 1	248, 300	321, 900	402, 500	418, 400	451, 300	461, 200	504, 000
2 5 – 2			403, 800	419, 600	452, 900	462, 400	505, 400
2 5 – 3			405, 100	420, 800	454, 500	463, 600	506, 800
2 6 – 1			406, 600	422, 100	456, 300	464, 900	508, 200
2 6 – 2			407, 900	423, 300	457, 500		509, 600
2 6 – 3			409, 200	424, 500	458, 700		511, 000
2 7 – 1			410, 600	425, 700	459, 900		512, 400
2 7 – 2			411, 900	426, 900			513, 800
2 7 – 3			413, 200	428, 100			515, 200
2 8 – 1			414, 600	429, 300			516, 600
2 8 – 2			415, 900	430, 500			518, 000
2 8 – 3			417, 200	431, 700			519, 400
2 9 – 1			418, 500	432, 900			520, 800
2 9 – 2			419, 800				522, 200
2 9 – 3			421, 100				523, 600
3 0 – 1			422, 900				525, 000
3 0 – 2			424, 000				526, 400
3 0 – 3			425, 100				526, 800
3 1 – 1			426, 300				528, 200
3 1 – 2							
3 1 – 3							

別表 2 (第 8 条)

(管理職職員用) 給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1－1	265,500	445,500	661,500
1－2	275,500	457,500	675,500
1－3	285,500	469,500	689,500
2－1	295,500	481,500	703,500
2－2	305,500	493,500	717,500
2－3	315,500	505,500	731,500
3－1	325,500	517,500	745,500
3－2	335,500	529,500	759,500
3－3	345,500	541,500	773,500
4－1	355,500	553,500	787,500
4－2	365,500	565,500	801,500
4－3	375,500	577,500	815,500
5－1	385,500	589,500	829,500
5－2	395,500	601,500	843,500
5－3	405,500	613,500	857,500
6－1	415,500	625,500	871,500
6－2	425,500	637,500	885,500
6－3	435,500	649,500	899,500
7－1	445,500	661,500	913,500
7－2	455,500	673,500	927,500
7－3	465,500	685,500	941,500
8－1	475,500	697,500	955,500
8－2	485,500	709,500	969,500
8－3	495,500	721,500	983,500
9－1	505,500	733,500	997,500
9－2	515,500	745,500	1,011,500
9－3	525,500	757,500	1,025,500
10－1	535,500	769,500	1,039,500
10－2	545,500	781,500	1,053,500
10－3	555,500	793,500	1,067,500
11－1	565,500	805,500	1,081,500
11－2	575,500	817,500	1,095,500
11－3	585,500	829,500	1,109,500
12－1	595,500	841,500	
12－2	605,500	853,500	
12－3	615,500	865,500	
13－1	625,500	877,500	
13－2	635,500	889,500	
13－3	645,500	901,500	
14－1	655,500	913,500	
14－2	665,500	925,500	
14－3	675,500	937,500	

別表 3（第 14 条）

資格手当表

資 格	支給額（月額）
初任者研修修了者、実務者研修修了者	5, 0 0 0 円
介護支援専門員	1 0, 0 0 0 円
介護福祉士	1 0, 0 0 0 円
社会福祉士	1 0, 0 0 0 円
準看護師	1 0, 0 0 0 円
看護師	2 0, 0 0 0 円
保健師	2 0, 0 0 0 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2 0, 0 0 0 円
栄養士、調理師	5, 0 0 0 円
管理栄養士	1 0, 0 0 0 円
衛生管理者	5, 0 0 0 円

※ パートタイム職員に対しては勤務時間に応じて手当を支給する。

別表 4（第 15 条）

役職手当表

役 職	支給額（月額）
主任（ユニットリーダー）	1 0, 0 0 0 円
副主任	5, 0 0 0 円
師長	5 0, 0 0 0 円

附則

この規定は、平成２８年２月１日から施行する。

令和４年４月１４日から変更施行する。

令和６年１０月１日から変更施行する。

令和８年１月１日から変更施行する。